

# 生活習慣病の 重症化予防通知について

— 健診後のフォローアップを実施します —



当組合は、全国市町村職員共済組合連合会による各共済組合の平成26年度分健診データ分析において、生活習慣病に繋がるリスクが高い肥満（メタボ）の割合が全国で6番目と高くなっています。

そのため、糖尿病等生活習慣病の重症化予防対策として、平成28年度健診等の結果により生活習慣病の重症化リスクが高い方を対象に、医療機関への受診をお勧めする通知を送付します。

## 【早急に生活習慣の改善が必要な方】

情報提供の通知を送付しますので医療機関での受診をお願いします。

さらに、同封のリーフレットにより「(株)法研」へ申し込みをした方は保健指導等のフォローアップが受けられます。

## 【上記以外の方で生活習慣の改善が必要な方】

情報提供の通知を送付しますので、医療機関での受診をお願いします。

※平成28年度の健診等の結果により通知するため、すでに医療機関を受診し数値が改善されている方にも通知される場合があります。

# 医療福祉費支給制度(マル福)に 該当していませんか？



当組合では医療費の自己負担額が一定額を超えた方に対して、附加給付等を支給していますが、自治体（都道府県や各市区町村）においても、自己負担額を助成する医療福祉費支給制度（通称「マル福」といいます。）があります。

組合員または被扶養者の方がマル福を受けている場合、当組合の附加給付等は支給の対象となりません。

適正な給付を行うため、マル福に該当し、「医療福祉費受給者証」が交付されたときは、共済事務担当課をとおして共済組合員申告書等にて届出をお願いします。

なお、届出がなく、重複受給が判明したときは、附加給付等を返還していただくことになりますのでご注意ください。

お問い合わせ先 医療健康課（医療給付係） TEL 029-301-1413